

1. 国の関与の手法

(1) 関与法定主義

機関委任事務の時代・・・とくに法令の規定がなくても、指揮監督のために必要な措置を執り得る（旧自治法 150 条の理解）。

新自治法・・・機関委任事務の廃止。包括的な指揮監督権も廃止。関与につき、法律またはこれに基く政令の根拠を要する。法律による行政の原理の行政主体間における具体化。助言・勧告についても同様の根拠が必要。対等関係の強調。

(2) 関与の基本原則（245 条の 3）

(a) 自治事務の原則的な関与類型

助言・勧告、資料の提出要求、是正の要求、協議

Cf. 法定受託事務：助言・勧告、資料の提出要求、同意・許可・認可・承認、指示並びに代執行

(b) 比例原則（必要最小限の原則）、自主性・自律性への配慮の原則

(c) 各類型別の関与の原則

① 「代執行」および「基本類型外の関与」

自治事務の処理に関しては、国は、できる限り、「代執行」および「基本類型外」の関与を設けないようにすべし。法定受託事務に関しては、国は、できる限り、「基本類型外」の関与を設けないようにすべし。

② 「協議」

「計画の調和の保持」および「施策の調整」以外の場合については、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国または都道府県との「協議」を要することのないようにすべし。

③ 自治事務に係る同意

自治事務に関しては、「同意」は関与の原則的な基本類型ではない。施策の整合性を確保しなければ、これらの施策の実施に著しく支障が生じると認められる場合を除き、「同意」を要することとすることのないようにしなければならない。

④ 自治事務に係る「許可、認可、又は承認」

法人設立等、これ以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難である場合を除き、「許可、認可又は承認」を要することのないようにしなければならない。

⑤ 自治事務に関する「指示」

法文どおり。

(3) 一般的根拠に基く関与

個別の法律による関与をできるだけ廃止、縮減する。一般ルールである自治法の事後的関与に収斂させる。

自治法上の一般的な根拠規定

- ①技術的な助言および勧告（245条の4）
- ②資料の提出の要求（245条の4）
- ③自治事務に係る是正の要求（245条の5）
- ④市町村の処理する自治事務に係る都道府県の執行機関の是正の勧告（245条の6）
- ⑤法定受託事務に係る是正の指示（245条の7）
- ⑥法定受託事務に係る代執行（245条の8）

①と②について

[改正点]

- ❶「その担任する事務の運営その他の事項について」 → 「その担任する事務に関し、・・・普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について」
- ❷「資料の提出要求」の要件
- ❸都道府県知事等が市町村に対して行う助言・勧告等に関する各大臣の「指示」について規定した。

[新法の特記事項]

- ・勧告は助言よりも強い。自治体は勧告を尊重する義務を負うが、勧告に従うべき義務を負わない。
- ・自治体は資料の提出要求を尊重する義務を負うが、それに応じなければ違法になるというものではない。
- ・これらの関与は、係争処理手続の対象となる「処分その他公権力の行使」に当たる関与（250条の13）ではない。

③是正の要求（245条の5）について

旧自治法 246 条の 2 第 1 項 内閣総理大臣は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行を欠き、且つ、明らかに公益を害しているものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体又はその長に対し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の条例、議会の議決又は法令の規定に基きその義務に属する事務の管理及び執行を明らかに怠っているとみ認めるときも、また、同様とする。

[特記事項] 主として自治事務に対する関与。具体的措置の内容は自治体の裁量。必要最小限。係争処理手続の対象。是正の要求の主体は各大臣。

[都道府県が行う是正の要求]

市町村の自治事務+第2号法定受託事務 → 大臣の指示で都道府県知事が要求する（法定受託事務の扱い）。緊急時は大臣も可。

[是正の要求の要件]

①法令違反

② 著しく適正を欠く場合（eg. 確保すべき収入を不当に確保しない、不当に経費を支出する、不当に財産を処分する）+「明らかに公益を害していると認めるとき」

[是正の要求の効果]

必要な措置を講じる義務 → いかなる措置を執るかについては地方公共団体の裁量

[国等による違法確認訴訟制度 251条の7]

地方公共団体が是正の要求に従わず、国地方係争処理委員会への審査の申出もしないときの対応策。平成24年自治法改正で導入。

*竹富町教科書採択問題

④是正の勧告（245条の6）について

都道府県が市町村に対して行う。

あくまで勧告、その効果は尊重義務に留まる。

係争処理手続の対象にはならない。

⑤是正の指示（245条の7）について

法定受託事務に対する関与

措置の内容まで拘束する。

自治法上の一般的根拠（本条のこと）に基く「指示」は事後的な「指示」に留まる。事前の関与は「処理基準」の設定のみ。

都道府県の関与の構造は「是正の要求」と同じ。

各大臣は、市町村の処理する第2号法定受託事務については、「是正の要求」しかできない。

⑥代執行（245条の8）について

勧告 → 指示 → 訴訟 Cf. 職務執行命令

市町村が処理する第1号法定受託事務に対して都道府県が行う代執行は、都道府県が行う法定受託事務の扱い。

I. 関与等の手続

1. 概説

行政手続法の理念の導入

2. 適用範囲 (246 条以下)

基本類型外の関与にも適用あり。「・・・その他これらに類する行為」 (247 条)

3. 助言等の方式 (247 条)

書面の交付、不利益取扱いの禁止 ⇨ 行手法 35 条、32 条 2 項

4. 資料の提供の要求等、是正の要求等の方式 (248 条)

書面の交付

是正の要求、指示等について、理由を記載した書面を交付する義務 (249 条)

5. 協議の方式 (250 条)

協議が調うことは必ずしも必要ではない。

⇨ 係争処理手続 (250 条の 13 第 3 項、251 条の 3 第 3 項)

書面の交付

6. 許認可等並びにその拒否処分および取消し等の方式 (250 条の 2)

許認可等の基準 ⇨ 行手法

標準処理期間 ⇨ 行手法

許認可等の取消しの方式 (250 条の 4)

取消し等の内容と理由を記載した書面の交付

7. 届出 (250 条の 5)

8. 並行権限の行使の方式 (250 条の 6)

建築基準法 17 条 7 項、12 項 国の利害に重大な関係がある建築物についての建築確認。自治体レベルで法令違反や処分の懈怠があれば、国土交通大臣が、指示を出して改善を図っても効果がないときは、自分で必要な措置を執ることができる。

事前の通知義務

II. 法定受託事務の処理基準（245条の9） *教科書 357頁

1. 処理基準で決める事柄

法令の解釈、許認可の審査基準、調査の様式。

2. 処理基準の効力

法的拘束力はなく、自治体に服従義務はないが、是正の指示を受けることはある。

*「よるべき基準」の意味

処理基準に反した事務処理は違法と評価され得る。法令を解釈した処理基準の場合、それと異なる解釈による事務処理は違法と評価され得る。

↳ 是正の指示 → 係争処理手続（処理基準の内容の適否も判断される。）

3. 処理基準と関与

処理基準は一般的に定めるもので、具体的、個別的なものである関与には当たらない。したがって、処理基準は具体的な事件性を欠くので、これを直接係争処理手続の対象とすることはできない。

第一次勧告 「法令の解釈等についての一般的な指示」

第二次勧告 「一般的指示」 是正の指示と同じ位置づけ

自治省大綱（1997.12.24）で「処理基準」となる。

4. 処理基準の形式

告示に限られない。「処理基準」を定め、通知として自治体に示すことも可能。

5. 自治事務の処理基準

自治事務に関して「処理基準」を定める必要がある場合には、法律またはこれに基く政令（法律またはこれに基く政令の委任に基く省令または告示を含む）で定めるべきである。つまり、自治事務については、助言または勧告を行うことはともかく、個々の法律の根拠規定がなければ、国として基準を定めることはできず、自治体の判断に委ねるのが筋ということ。

6. 通達・通知と処理基準

機関委任事務の指揮監督権の下では、通達の形式で一般的に規律することも、具体的事例について個別に指示等を発することも可能であった。

処理基準の場合は、あくまで一般的な関与。必要最小限度の原則がかかる（本条5項）。新たな事務の義務づけ、国との協議や承認等の関与、必置規制などを定めることはできない（2条2項、245条の2）。

Ⅲ. 国と地方の係争の処理

1. 国地方係争処理委員会の組織と役割

国の関与に関して不服のある地方公共団体からの審査の申出を受け、当該国の関与の適法性について迅速に審査し、国の行政庁に対する勧告等を行うことを任務とする機関。

[組織法上の性格]

8条機関。適法性審査の事務は各省庁に横断的に関わるため総理府に設置。

総理府 各行政機関の施策および事務の総合調整。他の行政機関の所掌に属しない事務。

⇒ 総務省

2. 権限

250条の7第2項+250条の13以下

3. 委員

(1)委員5人(250条の8第1項)

実行力と機動性、学識経験を有する者のバランスのとれた配置

初代の顔ぶれ

委員長 塩野宏、委員長代理 上谷清、委員 大城光代、五代利矢子、藤田宙靖

平成21年4月現在

委員長 磯部力、委員 長谷部恭男、岩崎美紀子、大橋洋一、篠崎由起子

平成25年4月現在

委員長 小早川光郎、委員 高橋寿一、渡井理佳子、牧原出、篠崎由紀子

(2)委員長

委員の互選

(3)委員の勤務形態

紛争は頻発しないとの予想から原則として非常勤。審査の申出件数等を勘案し、必要に応じて2人以内を常勤とすることができる。

4. 委員の任命

「優れた識見を有する者」 両議院の同意。内閣総理大臣(→総務大臣)が任命。

5. 委員の政治的中立性(250条の9第2項)

3人以上が同一の政党その他の政治団体に属することになってはならない。

(1)委員の任期(250条の9第5項)

3年、再任可。

(2)委員の罷免(250条の9第12項)

罷免事由の法定（4 項、8 項、9 項、10 項、11 項）。

9 項と 11 項は両議院の同意が必要。

(3)委員の守秘義務（250 条の 9 第 13 項）

判断の中立、公正さに対する信頼を確保するため。ただし、罰則なし。国民からの批判による社会的評価の失墜が社会的制裁。

(4)常勤委員の兼業禁止（250 条の 9 第 15 項）

(5)委員の給与

特別職の職員の給与に関する法律

6. 会議

(1)運営の方式（250 条の 11） 2 人以上の出席を要する。

(2)委員の除斥（250 条の 9 第 16 項）

7. 専門員 委員長の推薦により総務大臣が任命（施行令 174 条）

8. 国地方係争処理委員会による審査の手續

関与 → 係争処理委に審査の申出 → 違法または不当であれば勧告 → 国行政庁の措置 → 自治体に不服があれば訴訟 .

9. 横浜市勝馬投票券発売税事件

(1)新税創設の背景

財政需要の増大：福祉、子育て支援、環境対策、都市基盤の整備

財源の見通し：市税収入の伸び悩み、市債発行の抑制

(2)馬券税の基本思想

公共法人は法人税は非課税になっている。しかし、公共法人も行政サービスを受けている地域の構成員であることには変わらない。そこで、①収益をあげて活動を行っており、②市域内で行っている活動が直接地域住民の生活等の向上を図るものではないものについては、相当の負担を求めることにする。この条件に該当する公共法人は横浜市域内では日本中央競馬会のみ。

(3)平成 13 年 7 月 24 日係争委勧告の意義

(a)本件同意制度の性質

自治法 245 条第 1 号ニで定める同意であり、自治法 245 条の 2 の規定に基く関与法定主義に基き、地方税法第 669 条および 671 条で定められた。

(b)本件勧告の意義

①国の関与の在り方については、自治法を基本に据えた。

②審査基準の設定、公表は必要だが、たとえ不十分でも違法、不当とはしない。

③国の裁量権をこれまでより狭め、他事考慮を退けた。

④委員会は国の関与を審査するのであって、自治体の行為自体の違法性は判断しない。

I. 法規範 一国と自治体一

1. 国の場合

国会が唯一の立法機関（憲法 41 条）であることの意味

国民の権利を護るために権力を分けるという思想に立脚する。

∴立法の「法」は国民の権利義務に関する定め。

行政立法の存在形態

委任命令：立法者の委任

執行命令：法律の規定を執行するための手続的定め

∴議会に基礎を置く。独立命令の否定。

2. 地方公共団体の場合

(1) 条例と規則

条例（地自法 14 条）→ 議会

規則（同 15 条）→ 首長、委員会

↳ 首長公選制

(2) 長の規則と委員会の規則

・委員会の規則は長の規則にも違反してはならない（自治法 138 条の 4 第 2 項）。

∴両者が抵触する場合は、長の規則が優先する。

・委員会の規則は、「法律の定めるところにより」定められるものである。

(3) 条例と規則の関係

①規則の専管事項 e.g. 職務代理者の定め（地自法 152 条 3 項）

②競管事項における抵触時の解決原理

条例優先 ∴長に再議請求権の保障あり。条例には刑罰規定も置ける。

II. 条例制定権の範囲

1. 条例制定権の根拠

(1) 憲法 94 条創設説

住民の権利・自由を制限し、義務を課する条例は、実質的に憲法 41 条にいう「法」であり、それは同条により国会に独占させられているのであるから、それを地方公共団体において制定可能とするためには、憲法 41 条の例外規定が憲法のなかに存しなければならない。それが憲法 94 条である。（成田頼明）

(2) 通説

自治権の保障より導かれる。憲法 41 条の「国の唯一の立法機関」は、「国内におけ

る唯一の」ではなく、「法人としての国の唯一の」と解することになる。つまり、日本国内には、国と地方公共団体という2つの立法主体が併存することになる。

2. 憲法 94 条の「法律の範囲内」の意味

(1) 法律根拠要求説

法治国においては、団体構成員の自由・財産を侵害する自主法の定立には、形式上の法律の授權を必要とする。（田中二郎の自主法根拠論『法律による行政の原理』317-318 頁）

(2) 通説

「法律の範囲内」というのは、「法律に反しない限り」の意。法律の授權がなくても、住民の権利・自由を侵害し義務を課する条例を制定できる。

3. 条例の事項的限界

(1) 地域における事務：「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基く政令により・・・」（自治法 2 条 2 項）

自治事務であるか法定受託事務であるかを問わない。

☞ 法定受託事務における地域裁量の余地

(2) 「役割分担原則」（自治法 1 条の 2 第 2 項）の意義

4. 条例による財産権規制の許容性

(1) 消極目的の規制

奈良県ため池条例事件最高裁判決（最判昭 38.6.26）

憲法 29 条の法律には条例も含まれる。

∴ ① 自由権に対する自治体の規制権能との均衡 → 公安条例

② 条例の民主的性格

(2) 積極目的の規制 ⇔ 地域の固有事情の強調

5. 条例と罰則

(1) 大阪市売春防止条例違反事件（最判昭 37.5.30）

条例に罰則を定めるには法律による個別具体の委任が必要とする立場をとりつつ、条例が議会の定める自治立法であることに鑑み、委任の程度が相当程度に具体的であり、限定されていれば足りると考えた。

(2) 委任不要説

条例制定権が憲法によって直接付与されたものである以上、法律の特別の委任がなくても、条例違反に対する罰則を定めることができる。

☞ 兼子仁の自治体ミニ国家論（『自治体行政法入門』20 頁）

6. 条例の憲法適合性

「清里の森」（山梨県高根町）水道基本料金値上げ事件（最判平 14.10.22）

一般世帯＝100 円値上げで 1400 円、別荘住民；2000 円値上げで 5000 円

最高裁は、別荘の基本料金を高額にしても、合理的な範囲内であれば差別に当たらないが、本件の場合には不当な差別的扱いをするもので、法の下での平等を定めた憲法に違反するとして、条例の一部を無効とする判決を言い渡した。

I. 条例による規律の範囲の拡大

1. 問題の背景

ドイツでは条例にも法律の留保が及ぶので、先占論が問題になることはない。日本は競合的立法権限。上乘せ、横出しの可否が問題になる。

2. 古典的な法律先占論

法律が明示的または黙示的に対象としている事項については、法律の明示的な委任がなければ、同一目的の条例を制定することはできない。

3. 2つの法制意見

①昭和25年2月16日法務府法意一発第16号「食品衛生法と条例の関係」

普通地方公共団体の条例で、食品衛生法の適用を受ける食品又は添加物について厚生大臣が定めた基準・規格より高次の基準・規格を定めることはできないが、厚生大臣が基準・規格を定めていない食品又は添加物について基準・規格を定めること、省令で指定する以外の食品、添加物等について製品検査を行うこと及び厚生大臣が許可営業と定めたもの以外の業種を許可営業とすることは差し支えないものと解する。

②昭和27年5月2日法務府法意一発第51号「港則法と条例の関係」

(1)地方公共団体は、港則法の適用を受ける港に関し、港内の船舶交通の安全及び港内の整頓を図るために、港則法の規定しない事項について条例による規制を加えることはできない。

(2)地方公共団体は、港則法の適用を受ける港であって、同法施行規則第2章（各則）に掲げられていないものに関し、同章による規制を加えることはできない。

4. 公害問題への対応—1960年代後半以降—

俵静夫『地方自治法』（1965）・・・公害防止への言及は2行程度

綿貫芳源「条例」宮沢還暦記念・日本国憲法体系補巻(1971)・・・詳細な検討

5. 最大限規制立法と最小限規制立法

徳島市公安条例事件（最判昭50.9.10・自治百選31事件）

「条例が国の法令に違反するかどうかについては、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較することが必要である。」

「目的が同一であっても、国の法律が普通地方公共団体において、その地方の実情に応じ、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解するときは、条例が

国の法令に違反する問題は生じえない。」

6. 検討事例

(1) 条例の法律適合性

① 飯盛町旅館建築規制条例事件（福岡高判昭 58.3.7）

モーテル類似施設、町長の建築同意制。

地域特性があれば、旅館業法を最低基準法律と解する余地あり。本件条例は、モーテル類似旅館であれ、その他の旅館であれ、その設置場所が善良な風俗を害し、生活環境保全上支障があると町長が判断すれば、町内全域について旅館業を目的とする建築物の建築が不可能となり得る。このような強度の規制をするだけの相当性を見出すことができない。

② 宗像市環境保全条例事件（福岡地判平 6.3.18・環境法判例百選 50 事件）

産廃処理施設の規制、焼却炉設置計画廃止勧告（罰則付き）

法律と条例の目的が異なっても、条例が法律の目的の実現を阻害する場合には、廃棄物処理法に違反する。

著しい自然環境の破壊を生じる具体的な危険が存し、かつ右環境破壊について、市民と事業者との間に深刻な紛争を生じるおそれがある場合に限り許される。

③ 伊丹市建築規制条例事件（神戸地判平 5.1.25 判例地方自治 112 号 59 頁）

パチンコ店建築不同意処分

伊丹市教育環境保全のための建築等の規制条例に基づく申請人の行ったパチンコ店建築にかかる同意申請に対し、市長のなした不同意処分についての根拠となる当該条例は、憲法 29 条 2 項に違反しない。

兵庫県の風営法施行条例は都市計画法の用途地域の区分に応じた規制をしている。本件建築予定地は準工業地域に指定されているものの、その地域はさほど広くはなく、周辺を広大な住居系の地域に囲まれており、しかも伊丹市では市全域で工場立地を制限する方針であることを踏まえると、同市において工業系地域での規制ができないとすることは地域の実情に適合しない。

④ 紀伊長島町水道水源保護条例事件

○控訴審判決（名古屋高判平 12.2.29） 条例による規制事業場であることの認定処分

本件条例と廃棄物処理法では目的、趣旨が異なるので、本件条例が同法に反して無効ということとはできない。

○上告審判決（最判平 16.12.24・自治百選 36 事件）

破棄差戻し。条例による新たな規制導入に際しての配慮義務！

⑤ 東郷町建築規制条例事件 町長の同意制→不同意→建築中止命令

○第一審判決（名古屋地判平 17.5.26 判例地方自治 271 号 60 頁）

町のホテル等建築の適正化に関する条例に基づくラブホテル用建物の建築工事中

止命令が、同条例は風営法の趣旨に反するとまでは言えないとして、違法ではないとされた事例。

東郷町は、町内全域が田園的雰囲気を残し、宅地化された地域も、生活のための居住空間がほとんどであって、都会化された地域と比較して、性的な営みの場所を提供することを目的とするラブホテルの存在による生活環境、教育環境への悪影響は相当なものがあると推認できることに照らすと、東郷町が、その全域において、良好な生活環境、教育環境を維持すべく、ラブホテル経営に用いるのに適した建物の建築を抑制することを企図して、本件条例を定めたことには相応の合理性があるといわざるを得ない。

○控訴審判決（名古屋高裁平成 18 年 5 月 18 日・自治百選 34 事件） 控訴棄却

(2)法律による規制のない領域での問題

①implied preemption の問題

国の法令の規制の対象外であっても、解釈上、条例の規制を許さない場合があるか。

②高知市普通河川管理条例事件最高裁判決（最判昭 53.12.21・自治百選 33 事件）

「普通河川条例の制定自体は許されるが、当該条例の規制が河川法適用河川よりも強力な管理の定めをすることは違法である。」

③青少年保護育成条例事件最高裁判決（最判昭 60.10.23・自治百選 29 事件）

刑法上 13 歳以上の男女との合意に基く性行為は不処罰。個人の人格的自由としての性行為の自由を保護していると考えられる。それに対して、条例は青少年の健全育成の観点から処罰対象とした。

最高裁は、淫行禁止条項を合憲とした。しかし、この場合こそ implied preemption の観念を働かせるべきではなかったか（塩野『行政法Ⅲ[第 4 版]』189 頁）。

1. 行政庁の決定過程における内部規範の役割

(1)行政の内部規範

純粹に行政内部の事柄に関する定め

国民の権利義務に係わる内部的取り決め

(2)法令の定めを適用するのにさらに準則が必要

法令の定め具体化

平等取扱いの配慮

(3)行政手続法の「審査基準」と「処分基準」

内部規範の設定と公表の義務づけ

地域特性に配慮した基準を作る必要性と可能性

「審査基準」、「処分基準」を公表するのは「行政庁」

(4)かつての機関委任事務における通達の機能

機関委任事務において通達で基準が示されていると、地域特性を考慮しづらい状況が生まれ、地域裁量が吸い上げられるおそれがある。

(5)自治事務化による独自基準設定の可能性

eg. 森林法の林地開発許可の基準

しかし、従来の通達基準の法令への吸上げという現象があり、自治事務化の意義が減退するおそれがある。

Cf. 国立公園および国定公園の各種行為の許可基準(自然公園法 17 条 4 項:「・・・環境省令で定める基準・・・」)

2. 条例制定をめぐる新たな状況

(1)条例制定の範囲の拡大

(2)総合条例、協働事務条例の可能性 → 土地利用規制

3. 条例と内部規範の役割分担の見直し

旅館業法 4 条 2 項「宿泊者の衛生に必要な措置の基準については、都道府県が条例でこれを定める。」

もし、こうした委任規定がなければ、行手法の審査基準を定めることになる。その際そうした審査基準を条例で定めることはできるか。

4. 義務付け・枠付けの見直し

(1)地方分権改革推進委員会・第 2 次勧告～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～(平成 20 年 12 月 8 日)

- 「地方政府」の確立には、行政権の分権だけでなく立法権の分権が不可欠である。
- 「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けること。「枠付け」とは、地方自治体の活動について、手続、判断基準等の枠付けを行うこと。両者は連続的。
- 見直しの具体的方針
 - ①廃止（単なる奨励にとどめることを含む）
 - ②手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容
 - ③手続、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容
- 見直しに必要なメルクマールの設定
 - ①義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール
 - ②義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマールには非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール
- (2)地方分権改革推進委員会・第3次勧告～自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ～（平成21年10月7日）
 - 条例に委任する場合における条例制定の基準：①「従うべき基準」型、②「標準」型、③「参酌すべき基準」型
- (3)地方分権改革推進計画
- (4)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法） 2011年4月成立
 - 地方に対する規制緩和
- (5)地域主権戦略大綱
- (6)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法） 2011年8月成立
 - 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- (7)義務付け・枠付けの更なる見直しについて 2011年11月29日閣議決定
- (8)義務付け・枠付けの第4次見直しについて 2013年3月12日閣議決定
- (9)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法） 2013年6月7日成立
 - 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- (10)事務・権限の移譲等に関する見直し方針について 2013年12月20日閣議決定
- (11)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法） 2014年5月28日成立、同6月4日公布
 - 都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲、都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を踏まえた関係法律の見直し